

審査基準と標準処理期間

処 分 名	仮使用の承認		
根拠法令名	消防法	(条項)第11条第5項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	10日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <p>仮使用の承認は、次の要件に適合するときに行うものとする。</p> <p>(1) 承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であること。</p> <p>(2) 当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、必要に応じ防火上の措置を講じる等により、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められること。</p>			
所 管 課	予防課 指導担当	処理番号	予No.5